

所得税更正処分取消等請求事件について

事案の概要

本件は、法人への株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額につき、被上告人らが、その譲渡における代金額である1株当たり75円として所得税の申告をしたところ、税務署長から、上記譲渡は所得税法59条1項2号所定の低額譲渡に当たるとして増額更正処分等を受けた（上記株式の譲渡の時ににおける価額は1株当たり2505円とされた。）ため、その取消しを求める事案である。

〔参考〕所得税法59条1項

次に掲げる事由により…譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合には、その者の…譲渡所得の金額…の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があったものとみなす。

2号 著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡（法人に対するものに限る。）

争点及び原判決

◇ 争点は、上記株式の譲渡の時ににおける価額である。

上記株式は、上場されておらず、取引相場のない株式である。国税庁長官による財産評価基本通達（相続税等について財産の評価方法を定めたもの）は、取引相場のない株式の価額について、原則的な評価方法を定める一方、会社の事業経営への影響力に乏しい少数株主の株式の場合に用いる例外的な評価方法として配当還元方式を定める。

本件では、譲渡所得に対する課税の場面において、配当還元方式を用いることとなるのは、譲渡人である株主が少数株主に該当する場合なのか、譲受人である株主が少数株主に該当する場合なのかが争われている。

※配当還元方式によると、一般的に、原則的な評価方法に比べて低い価格になる。上告人（国）は、譲渡人が少数株主に該当しないことから原則的な評価方法による1株当たり2505円を主張し、被上告人らは、譲受人が少数株主に該当することから配当還元方式による1株当たり75円（上記代金額）を主張している。

◇ 原判決（東京高裁）は、配当還元方式を用いるのは譲受人が少数株主に該当する場合であるとし、本件の譲受人は少数株主に当たるから配当還元方式を用いるべきであるなどとして、被上告人らの請求を一部認容した。